

労働者・事業主のみなさまへ

職場の

SOS「要・解決」
ようかいけつ

解雇 雇用止め 賃下げ
雇用止め 配置転換 賃下げ
配置転換 解雇 賃下げ
パワハラ

労使間のトラブルで
悩んでいませんか？

鬼太郎！
SOSじゃ

へえ～
気軽に利用が
できるんだ。

©水木プロ

労働委員会がサポートします。まずは、ご連絡ください。

●労働者と事業主との間で起きたトラブルの解決
を労働問題の専門家で経験豊富な「あっせん員」が
無料・秘密厳守でお手伝いします！

事業主も
利用できる
んじゃ。

中央労働委員会
都道府県労働委員会

（東京、兵庫、福岡を除き、神奈川、大阪など
一部の府県では制度が異なります。）

労働委員会とは？

公益・労働者・使用者の立場を代表する委員で構成された、労働者と使用者との間のトラブルを解決するための専門的な都道府県の行政機関です。



労働問題でお悩みの労働者、事業主の方へ

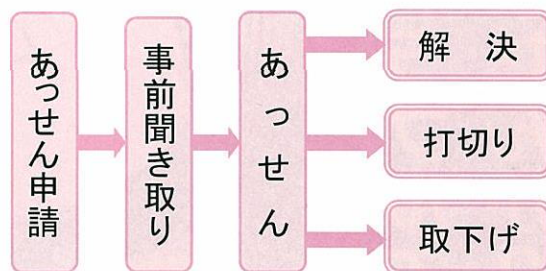
個別労働関係紛争の

あっせん制度

【例えば・・・】

- 解雇されたが、納得がいかない。撤回してほしい
- 雇止めをされたが、更新してほしい
- 配置転換を命じたが、理由もなく拒否されたので、解決したい

あっせんの様子(イメージ)



- ◇個々の労働者と事業主との間で労働条件などのトラブルが起きた場合、当事者の申請により、あっせんを行います。
- ◇公益、労働者、使用者を代表するあっせん員が双方の主張を聞いて、歩み寄りによる解決をお手伝いします。

制度の特色

三者構成

労働問題の専門家で経験豊富なあっせん員が、①公益側(弁護士等)、②労働者側(労働組合役員等)、③使用者側(会社経営者等)の三者構成で、公正かつ丁寧なあっせんを行います。

簡単

申請書を労働委員会へ提出するだけの簡単な手続きです。

迅速

他の機関より早く処理することができます。
※ 2ヵ月以内に処理が終了した割合
⇒ 85.7% (全国統計(21年度))

無料 秘密厳守 で行われます。

※ 詳しくは労働委員会にお問い合わせください。